

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 訓令

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 四五

### 告示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四五

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四五

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四五

○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四五

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 四五

○生活保護法による指定を受けた施設 四五

○生活保護法による指定を受けた施設を開設している施設の所在地を変更した旨届出があった件 四五

○県営土地改良事業計画を変更した件二件 四五

○道路の区域を変更する件二件 四五

○道路の供用を開始する件二件 四五

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四五

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件 四五

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四五

○福島海区漁業調整委員会 四五

○漁業法により指示する件 四五

## 訓令

### 福島県訓令第三十号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁機関  
出先機関

平成二十三年十二月二十七日

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表スポーツの競技力の向上を図るための指導体制の調査及び研究に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

双葉地方の避難住民の健康管理の支援に関する業務に従事する職員	いわき市平字梅本一五番地(福島県いわき地方振興局)	いわき市の区域における双葉地方の避難住民の健康管理の支援に関すること。
--------------------------------	---------------------------	-------------------------------------

### 附則

この訓令は、平成二十四年一月一日から施行する。

(行政経営課)

## 告示

### 福島県告示第六百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地 指定年月日

松木眼科 福島市南中央一―六七―二 平成二十三年一月一日

梁川病院 伊達市梁川町字東土橋八 同

きくち診療所 西白河郡中島村大字滑津字二ツ山三七―一 同 年一月一日

本町歯科医院 福島市本町五―六本町草野ビル三階 平成二十二年五月一日

大塩歯科医院 会津若松市東栄町六一―八 平成二十三年一月一日

きみ歯科・口腔外科クリニック 会津若松市門田町大字黒岩字石高一―二―一 同 年一月一日

Belieデンタルクリニック 白河市老久保一五一 同  
 医療法人三愛会池田温泉病 須賀川市西川字隠久保一三六 同  
 院 月一日 年六  
 あだたら歯科医院 二本松市亀谷二二二四一 同  
 同 月六日 年五  
 医療法人社団誉会オーラル 伊達市保原町字泉町九〇一二九 同  
 ステーションデンタルクリ 一月一日 年一  
 ニック  
 保原薬局梁川東店 伊達市梁川町字東土橋六一五 同  
 同 一月六日 年一  
 エール薬局中島店 西白河郡中島村大字滑津字二ツ山三七一 同  
 同 一月一日 年一  
 西会津町訪問看護ステーション 耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二一 同  
 同 月二〇日 年九  
 (社会福祉課)

福島県告示第六百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。  
 平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名	変更前	変更後	所在地
せきしば薬局	クオール薬局せきしば店	クオール薬局せきしば店	喜多方市関柴町上高領字広面六八一
さつき薬局	クオール薬局さつき店	クオール薬局さつき店	喜多方市松山町村松字北原三三三九一

(社会福祉課)

福島県告示第六百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地  
 松木眼科 福島市南中央一六七一 廃止年月日  
 平成二十三年九  
 月三〇日  
 本町歯科医院 福島市本町五一六草野ビル三階 平成二十二年二  
 月二〇日  
 大塩歯科医院 会津若松市東栄町六一八 平成二十三年一  
 月三〇日  
 きみ歯科・口腔外科クリニック 会津若松市門田町大字黒岩字石高一二二一 同  
 同 月三〇日 年九  
 Belieデンタルクリニック 白河市老久保一五一 同  
 同 月二〇日 年九  
 あだたら歯科医院 二本松市榎戸一三〇九一四 同  
 同 月六日 年五  
 伊達市立梁川病院 伊達市梁川町東土橋八 同  
 同 月一日 年一  
 栗城歯科医院 大沼郡三島町大字宮下字水尻一一二〇 同  
 同 月二〇日 年八  
 (社会福祉課)

福島県告示第六百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
 平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地  
 医療法人三愛会池田記念病 須賀川市弘法垣五三一 休止年月日  
 平成二十三年八  
 月二五日  
 (社会福祉課)

福島県告示第六百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月二十七日

氏名 住 所 福島県知事 佐藤 雄 平  
 佐藤 達耶 南相馬市原町区雫 齋藤接骨院 指定年月日  
 南相馬市鹿島区西町 平成二十三年一  
 字上江二五六―二 一―八八B棟一― 〇月二四日  
 六 (社会福祉課)

福島県告示第六百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月二十七日

氏名 住 所 福島県知事 佐藤 雄 平  
 津田 敬司 田村郡三春町字山 在宅訪問マツ 郡山市富田町字愛宕 平成二十三年一  
 中一六一二カーサ サージあくと 前七八―二山一富田 一月一〇日  
 大元一〇一 ビル二〇二 (社会福祉課)

福島県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

緑川 孝司	氏名	住 所	
	変 更 前	東白川郡塙町大字塙字本町四	東白川郡塙町大字塙字材木町
	変 更 後		

三 九三二一〇 (社会福祉課)

福島県告示第六百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。) により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

緑川 孝司	住 所 東白川郡塙町大字塙字材木町九三二一〇	名 称 緑川接骨院	所 在 地
			変 更 前 東白川郡塙町大字塙字本町四三
			変 更 後 東白川郡塙町大字塙字材木町九三二一〇

(社会福祉課)

福島県告示第六百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、柿木平地区に係る県営基幹農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十三年十二月二十八日から  
平成二十四年一月十六日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、東野中部地区に係る県営基幹農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十二月二十八日から

平成二十四年一月十六日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

鮫川村役場

（農村計画課）

福島県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 高田線	大沼郡会津美里町和田 目字沢田南九一番地先 から 同 郡同 町新屋 数字新屋敷二四二番地 先まで	変更前	A 六・〇 一四・〇	九五四・五
		変更後	B 一四・〇 一四二・〇	九六五・〇
		変更前	A 六・〇 一九・〇	九五四・五
		変更後	B 一一・五 四八・五	九六五・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高崎 田島線	南会津郡下郷町大字白 岩字北上平六四五番二 地先から 同 郡同 町大字白 岩字北上平五九六番イ 地先まで	変更前	三・八 八・二	六七・〇
		変更後	四・四 一一・四	六七・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津坂下会津 高田線	大沼郡会津美里町新屋数字村東甲二九番一 地先から 同 郡同 町新屋数字新屋敷二四二番 地先まで	平成二十三年一二 月二八日

（道路計画課）

福島県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十七日

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	相馬市蒲庭字孫目二八八番一八地先から 同 市蒲庭字孫目九九番一地先まで	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町海老相馬線			平成二十三年十二月二十七日

(道路計画課)

### 公 告

#### 公告第二百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月二十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人 Lot us
- 三 代表者の氏名  
山口 巴
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市金川町三番十八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子育て中の家族と、それを支援する地域住民、地域団体及び社会に対して、保育園の運営、保育と子育てに関する支援、食の安全・安心のための活動、障がい者等の社会的弱者の社会参画支援などの事業を行うことによつて、子育て環境の充実及び地域社会の振興と発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

#### 公告第二百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区  
会津北部土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 定芳 耶麻郡北塩原村大字下吉字吉村二九二番地

(農村計画課)

#### 公告第二百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区  
白河市東土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 佐久間 多喜男 白河市東下野出島字石舟九二番地

(農村計画課)

#### 公告第二百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区  
矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 根本 吉三 西白河郡矢吹町一本木三八八番地

(農村計画課)

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十三年十二月二十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
  - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 指示の有効期間
- この指示の有効期間は、平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までとする。